

不正取引防止への取り組み（取引制限等）について

いつも七十七銀行をご利用いただきありがとうございます。

当行では、マネー・ローンダリングや特殊詐欺などの金融犯罪を防止するため、宮城県警と連携を強化し、お客さまへの注意喚起を適宜行うとともに、お客さまの取引内容の確認を強化しております。

以下のような取引が確認された場合、一時的に口座取引を制限させていただくことがありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ 制限する可能性のある取引

- 申告いただいた「口座の利用目的」と著しく異なる入出金取引
注. 口座の利用目的の例：生活費決済、給与受取／年金受取、貯蓄／資産運用、融資、外国為替取引
- ヤミ金融業者やオンラインカジノなどの不正業者の資金移動に類似する取引
- 短期間に繰り返される入出金取引
- 他人名義・遠隔地から入金された資金を即日出金または別口座へ振込する取引
- 口座やインターネットバンキングを第三者に使用させる、または使用させた疑義がある取引
- お客さまが通常使用するブラウザ言語以外の言語や海外からインターネットバンキング等へアクセスがあった取引
- その他「マネー・ローンダリング」や「特殊詐欺」に利用される恐れのある取引

■ お客さまへのお願い

これらの取引制限は、「振り込め詐欺救済法」、「当行預金規定 (<https://www.77bank.co.jp/pdf/kouza/yokinkitei/cckyknftykinnzjbykn.pdf>)」等に基づく対応であり、お客さまの資産を守るための措置でもあります。

お取引の内容によっては、当行から追加の確認をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>

- ① 【七十七銀行 振り込め詐欺対応窓口】

フリーダイヤル 0120-79-7077

- ② 【七十七銀行 コンプライアンス統轄部】

フリーダイヤル 0120-22-7877

注1. 受付時間／平日（銀行窓口営業日）9:00～17:00

注2. 個別具体的な取引が取引制限に該当するかどうかの問い合わせにつきましては、お答えできませんのであらかじめご了承ください。